

【告示について】

番号	質問	回答
49	告示で現行の基準と今回新たに設定した基準を分けて記載した理由は何ですか	法令上の意義からすると、従来の基準も今回新たに設定された基準もともに、食品衛生法に基づいて定められる残留基準であり全く同様です。しかしながら、 ①今回新たに設定された基準と本基準とはその制定経緯が法令上異なっていること ②今回新たに設定された基準については事後的にリスク評価を行うことが法令上明確化されていること ③膨大な量の残留基準が追加されることから、どれが今回の改正において新たに設定された基準であるか明らかにしておく必要がある、との理由から告示上は、暫定基準と本基準は分けて規定することとしました。 また、告示上は、本制度の導入に伴い規制対象となった「加工食品」等についても必要な基準を整備する必要があったことから、別途表を分けて規定することとしました。
50	自然に含有する物質とはどのようなものがありますか	例えば、植物が元々体内に持っている植物ホルモンや、自然界に通常存在するミネラル類等を想定しています。
51	どうして自然に含まれる物質に関する規定（一般規則8）を設けたのですか	農薬等の成分である物質が、食品に自然に含まれる物質と同じものであるとき、その物質が農薬等の使用により残留するものなのか、自然に含まれているものなのかを判別することが困難です。このため、農薬等の成分である物質が、自然由来でかつ自然に残留する量の程度で食品中に残留している場合には当該物質に対して、一律基準(0.01ppm)が適用されないこととしました。 本規定は、農薬等の成分である物質の残留基準が個別に定められていない場合に適用される規定です。また、その性質上この規定に該当する物質を全て列挙することは困難ですので、適用については個別に判断することとしています。
52	自然に含有する物質に関する法違反の判断について教えてください	農薬等に該当するものであって食品中に残留する成分が、環境中にも一般的に存在し、いわゆる天然の食品にも存在する場合には、残留基準への適合性については、自然に含まれる量を基に判断することとしています。
53	今回、抗生物質と合成抗菌剤の取扱いが変わったと聞きましたがどのように変わったのですか	改正前では、抗生物質については「食品中に含有してはならない」との規定が置かれているが、抗菌性物質については、規制の対象となる食品を食肉・食鳥卵・魚介類に限定して「含有してはならない」との規定が置かれていました。本制度の導入に当たって、原則として全ての食品について食品衛生法上の規格が定められることとなったため、抗菌性物質の「含有してはならない」規定についても、全ての食品が対象となるよう今回、改正を行いました。なお、規制対象となる抗菌性物質については、従前のおりとしています。
54	家庭用殺虫剤(作物用途でない成分)が検出された場合、その食品の扱いはどうなるのですか	本制度は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等)を対象とする制度であることから、原則、世界的にみて、これら3つの用途として用いられる物質が対象となります。しかし、食品に残留する物質という観点で見た場合、いかなる用途で用いられたかを区別することは難しいことから、これらについては、農薬等の用途に使用されてなくとも、ポジティブリスト制度のもとで規制されることとなります。
55	本制度は平成18年5月29日から施行ですが、生鮮食品や加工食品の新たな基準への適用の考え方について教えてください	本制度は本年5月29日から施行されますが、平成18年5月28日までに製造され、又は加工された食品については、なお従前の規制が適用されます。 ここでいう「製造され、又は加工された食品」とは、原材料から食品として販売に供する最終の形態となるまでの一連の工程を全て経たものであり、農作物等の生鮮食品は除かれます。この場合、食品を容器に入れたり、又は包装したりすること(パッケージング)も製造・加工の一工程とします。 この経過措置の適用に当たっては、加工食品については、国内外品ともに、製造・加工された時点が平成18年5月29日以前か以後かで判断することとしています。この場合の製造・加工された時点とは、食品が食品として販売に供する形態になった時点とし、基本的には、食品に一定の包装等が施された時点としています。なお、国外加工食品については、当該食品の輸入された時点は問題としていません。新たな制度の適用に関する経過措置について、生鮮食品と加工食品の取扱いについてまとめると次のとおりとなります。 ・生鮮食品: 製造され、又は加工された生鮮食品というものは基本的には存在しないことから、生鮮食品は経過措置の適用の対象とならず、平成18年5月29日以降に流通する生鮮食品については一律基準告示及び残留基準等告示による改正後の規格基準告示が適用されること。 ・加工食品: 国内外を問わず、製造又は加工が終了した時点(当該食品が食品として一般消費者への販売に供する形態になった時点)をみて経過措置の対象となるか否かを決定すること。加工食品を原材料として食品を製造・加工する場合においては、最終的に製造又は加工が終了し一般消費者への販売に供する形態になった時点を見て経過措置の適用を判断すること。
56	現行の基準がある農薬等で名称の整理を行ったものがありますが、どのようなものがありますか	例えば、「ディルドリン(アルドリンを含む。)」を「アルドリン及びディルドリン」に変更した事例等があります。

番号	質問	回答
57	<p>現行の食品中の残留基準がある農薬等に関して、今回、新設された食品規格と整合性をとるために改正を行ったものはありますか</p>	<p>日本人の摂取量の観点等から、チンゲンサイ、にら、たけのこ等につき、新たに食品分類を独立させることになりました。これらの食品は従来、その他のあぶらな科野菜、その他のゆり科野菜及びその他の野菜にそれぞれ分類されていたことから、これらの食品に基準が設定されていた場合には、新たに作成されたチンゲンサイ等についても、元々の基準値と同じ値が、基準値として設定されました。</p>
58	<p>本制度は農薬等が化学的に変化して生成する物質も含まれますが、その範囲について教えてください</p>	<p>本制度では、農薬等の成分が化学的に変化して生成した物質も規制対象としていますが、化学的に変化する前の農薬等の成分の毒性との同一性、類似性を失っているものまで規制するというものではありません。</p>